

## 特定建設作業（騒音）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	作 業 の 種 類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜き機又はくい打くい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音の発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。

備考 6バックホウ、7トラクターショベル及び8ブルドーザーは、平成9年10月1日から

## 特定建設作業（振動）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	作 業 の 種 類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。） くい打機（油圧式くい打機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打機を除く。）を使用する作業
2	剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）